

天理市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

天理市長 並 河 健

天理市条例第17号

天理市介護保険条例の一部を改正する条例

天理市介護保険条例（平成12年3月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「40,680円」を「37,080円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「60,960円」を「55,680円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「60,960円」を「56,160円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に改め、同項第6号から第11号までを次のように改める。

- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 97,560円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 105,720円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 121,920円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 138,120円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 154,440円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 170,640円

第2条第1項に次の2号を加える。

- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 186,960円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 195,000円

第2条第4項中「第2項」を「第9項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「24,480円」を「23,160円」に、「56,880円」を「55,680円」に改め、同項を同条第11項とし、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「24,480円」を「23,160円」に、「40,680円」を「39,480円」に改め、同項を

同条第10項とし、同条第2項中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「24,480円」を「23,160円」に改め、同項を同条第9項とし、同条第1項の次に次の7項を加える。

- 2 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、令第38条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第143条の規定にかかわらず、120万円とする。
- 3 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、令第38条第7項の規定に基づく規則第143条の2の規定にかかわらず、210万円とする。
- 4 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく規則第143条の3の規定にかかわらず、320万円とする。
- 5 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は、令第38条第9項第1号の規定にかかわらず、420万円とする。
- 6 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号の基準所得金額は、令第38条第9項第2号の規定にかかわらず、520万円とする。
- 7 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、令第38条第9項第3号の規定にかかわらず、620万円とする。
- 8 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、令第38条第9項第4号の規定にかかわらず、720万円とする。

第4条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「同項第1号から第9号まで」を「同項第1号から第12号まで」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第2条及び第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、

令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。